

視察研修・研修会等報告書

議席番号（4）議員名（中里理香）

1 年月日 令和3年7月30日

(日数) 泊 日)

2 場 所 自宅

3 観察、研修事項 1. 理想の地方議員になるために必要なこと
2. 質問づくりのための疑問の全てに答えます

4 面接者 なし

5 観察研修、研修会の成果

1. 理想の地方議員になるために必要なこと

議会と執行部との関係を理解する

①そもそも地方議員の権限とは

- I 発言権 議長の許可を得て発言ができる
- II 表決権 区域内では選出された者だけが可能
- III 動議提出権 すべての議事進行項目に優先

②議会の権限をもう一度見直そう

I 憲法による裏付け

憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

II 地方自治法による裏付け

地方自治法第89条

普通公共団体に議会を置く。

地方自治法第90、91条

都道府県（市町村）の議会の議員定数は、条例で定める。

条例制定・改廃権（地方自治法第14条）

予算制定権（地方自治法第211、218条）

III 二元代表制の実際

増額修正権（地方自治法第97条）

2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

× 予算案前提との関係

× 当初予算案にない新事業追加

議長の5大権限

- I 議会代表
- II 議会事務局統括
- III 議事進行
- IV 可否同数投票
- V 臨時議会招集

2. 質問づくりのための疑問の全てに答えます

①質問づくりの基礎から注意点

貴方と執行部との関係 与党ですか？野党ですか？

I 質問とは

市町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである。

II 質問効果

ただ単に執行機関の所信・事実関係を明らかにするだけではなく、それらを正すことによって、執行機関の政治姿勢・政治責任を明らかにさせる。

結果として、現行の政策を変更是正、新規政策採用などの効果がある。

②決算

決算審査、執行済みとして軽視してはいけない

1. 予算効果・行政効果を客観的に評価
2. 会計処理へ事前統制・事前監視
3. 住民に財政実態の理解と納得を得る

⇒住民に変わって行政評価・経済効果を測定

利益の最大化は出来ているか。事務事業再編による住民満足度の極大化

指導力・経営力・分析力